

## 第8回入善町農業委員会議事録

令和3年3月8日午後1時30分から第8回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名            委員現在数 18名

出席委員 16名

1番 五十里 章	2番 中陣 雄一	3番 寺田 晴美	6番 上田 幸嗣
7番 島瀬 康一	8番 細田 孝志	9番 小林 真一郎	10番 米山 義隆
11番 坪野 和夫	12番 鍋嶋 太郎	13番 永山 美和	14番 吉原 有二
15番 愛場 義豊	16番 田中 吉春	17番 酒井 良博	18番 長原 均

欠席委員 2名

4番 森下 さゆり    5番 森下 吉光

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	長 島 努
入善町農業委員会	係 長	島 尻 淳子
入善町農業委員会	主 事	道 下 玲也
入善町農業委員会	主 事	上 原 祐里奈

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第28号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第5	議案第29号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6	議案第30号 農用地利用配分計画案に意見を付す件について

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦勞様です。今年度最後の委員会になりました。令和2年度は、記憶に新しいですが、大雪でビニールハウスやその他農業施設に被害のあった、大変な年でした。それでは、本日もよろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第8回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第6の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。16番田中委員と17番酒井委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第3、議案第27号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。この案件は、細田委員が関係しておりますので、委員には一時ご退室をお願いいたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第27号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町東狐〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は850㎡です。

譲渡人は公益社団法人富山県農林水産公社で、譲受人は入善町東狐〇〇の〇〇さんです。富山県農林水産公社は、県や農林水産関係の団体の出資によって運営されている公益社団法人であり、農地中間管理機構として、経営規模を縮小したい農家や離農する農家などから農地を借り入れ、その農地を担い手農家に貸し付ける「農地中間管理事業」を行っています。また、農地の買い入れ・売り渡しについても、特例事業として行っており、これを利用することで、所得税等の譲渡所得において800万円の特別控除という税制上の特例措置を受けることが出来ます。

この申請は、譲渡人である富山県農林水産公社の特例事業を利用して、認定農業者である〇〇さんが農地を買い受け、経営規模を拡大するものです。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地が事務所から自動車ですら1分ほどであり、通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は農地所有適格法人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者がいない場合は認めないというものですが、農地所有適格法人であるため問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、608,559㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると

考えます。

農業委員による意見書の確認印は、島瀬委員にいただいております。  
以上1件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

島瀬委員

申請番号1番については、事務局の説明のとおりであり、問題ありませんので確認印を押しました。  
以上です。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。  
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。  
議案第27号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。  
それでは、細田委員は席にお戻りください。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第28号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第28号「農地法第4条の規定による意見進達について」次のとおり許可申請があったので審議を求めます。

申請番号1番。申請地は入善町青木〇〇外1筆の計2筆、台帳地目は田、現況地目は宅地、面積は222㎡です。

申請人は、入善町青木〇〇の〇〇さんで、転用目的は「農作業所敷地」です。

申請地位置図は、4ページご覧ください。

申請人の〇〇さんは、水稻を中心に、現在、約1.2haを経営する農業者で、昭和54年、青木〇〇に乾

燥機を設置するため、農作業所を建築しました。平成2年には、隣接する青木〇〇に大型トラクターなどの農業機械を保管するため、農作業所を増築して現在に至っています。

農作業所を建築するにあたり、農地法の手続きをとっていなかったため、今回その是正を行うため、始末書をつけての転用申請となりました。

申請面積は、乾燥機、大型トラクター、コンバイン、及び田植え機の農業機械の保管場所と、資材置き場及び農作業スペースとして利用するために必要な面積と認められます。

また、雨水排水については、隣接している排水路に排水します。

申請地は、農用地区域内にある農地ですが、転用目的が「農作業所敷地」であり、「農用地利用計画において指定された用途に供するもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

この申請地は、令和3年1月21日に農業振興地域の用途区分の変更済であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は、上田委員にいただいております。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行って委員から、補足説明をお願いします。

上田委員

事務局の説明のとおりであり、追認という形ですが、確認をいたしました。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第28号、農地法第4条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第29号、農用地利用集積計画の決定について、及び日程第6、議案第30号、農用地利用配分計画案に意見を付す件についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第29号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。令和3年3月8日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、320件の申請となり、農地中間管理事業に関する申請もありますので、議案第30号「農用地利用配分計画案に意見を付す件について」を合わせて説明させていただきます。入善町から提出になった農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。令和3年3月8日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

農地中間管理事業において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、権利の設定をするときは、農用地利用配分計画を定め、県知事の認可を受けなければなりません。その農用地利用配分計画を定める場合、機構が必要と認めるときは、町が案を作成し、農業委員会の意見を聴くものとする事となっております。別紙にて報告させていただきます。

まず、新規設定です。

入善地区36件、110筆、212,820㎡

上原地区9件、22筆、48,369㎡

青木地区1件、1筆、931㎡

飯野地区12件、13筆、16,970㎡

小摺戸地区1件、1筆、511㎡

新屋地区4件、8筆、6,918㎡

櫛山地区17件、51筆、88,185㎡

横山地区17件、45筆、89,024㎡

舟見地区7件、19筆、32,485㎡

野中地区1件、2筆、1,251㎡

以上、新規の合計は、105件、272筆、497,464㎡です。

続いて再設定です。

入善地区6件、17筆、32,847㎡

上原地区21件、69筆、88,072㎡

青木地区8件、20筆、45,245㎡

飯野地区119件、236筆、434,034㎡

小摺戸地区6件、14筆、25,784㎡

新屋地区31件、120筆、208,146㎡

櫛山地区15件、33筆、66,157㎡

横山地区4件、5筆、7,574㎡

舟見地区2件、2筆、3,072㎡

野中地区3件、6筆、15,284㎡

以上、再設定の合計は、215件、522筆、926,215㎡です。

新規、再設定合わせて、320件、794筆、1,423,679㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られて

いるため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、農用地利用配分計画について、県知事が認可する要件の確認ですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第18号第4項第1号については、これらの農用地利用配分計画の内容は、富山県が定める農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規程に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第2号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、農用地等について借受けを希望する者として公表されている者であるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第3号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において、耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行い、かつ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第4号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第5号については、全ての案件において、賃借権の設定等を受ける土地ごとに、賃借権の設定等を受ける者の同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件のすべてを満たし、県知事の認可を受ける見込みがあると考えます。

以上、よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第29号、農用地利用集積計画の決定について、及び議案第30号、農用地利用配分計画案に意見を付す件についてを、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。それでは、事務局から何かありますか。

事務局

お手元に「農地の集積・集約化の現状と今後について」という資料を配布いたしましたので、ご確認ください。こちらは、農業者と農業委員との意見交換会にて活用する予定の資料です。この資料に沿って集積・集約化の現状を整理した後に、各地区の課題や、集約化に向けてできることなどを話し合っ

いただきたいと思っています。

議長（鍋嶋 太郎）

その他に何かございませんか。では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第8回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、4月8日木曜日、午後1時30分から行いますのでよろしくお願いいたします。

（閉会 午後2時20分）